

唐津市立第一中学校の校則についての基本的な考え方(案)

令和5年10月26日

唐津市立第一中学校

- ・本文書は、保護者様・地域の皆様へ向けて、学校としての考え方を記したものである。
- ・本文書中の「校則」については、「生活のきまり」や「生徒心得」などと称されるものを含む。

1. 基本的な考え方

「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守り、自分たちで変える。」という民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる生徒を育成することを目的として、校則とそれに基づく生徒指導に取り組むものである。

校則の意義・位置付けは、生徒指導提要(文科省 令和4年12月6日)により以下のように整理されている。

- ・ 生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる。
- ・ 各学校が教育目標を実現していく過程において、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、社会通念上合理的と認められる範囲において、最終的には校長により制定される。
- ・ 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有する。
- ・ 校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも求められる。

以上のことを踏まえ、学校の教育目標を実現するために校則は存在し、校則を「作る・守る・変える」という経験を通して、生徒自身が「共生のための相互尊重のルール必要性」を感じる事が出来るようにしていきたい。

2. 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、規則の本質的な意味や意義を指導することなく、ただの外見の取り締まりにならないよう、生徒が自分事としてその意味を理解し、自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。生徒の管理のために校則による生徒指導が行われることがないようにしなければならない。

また、校則に基づく指導の効果を上げるためには、その内容や必要性、制定した背景等について生徒や保護者、地域と共通理解を図ることが重要である。そのために、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、入学時や年度初めなどの機会を捉え、あらかじめ生徒や保護者に周知するなどしておく必要がある。

その上で、校則に違反した場合には、違反に至る背景など生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮しなければならない。

3. 校則の見直し

(1) 見直しの目的

校則については、学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、社会通念上許容される範囲か等を常に考え、絶えず見直しを行うことが求められる。学校を取り巻く社会環境や生徒の状況が常に変化するため、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、絶えず積極的に見直し、その合理性を検証する必要がある。

さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

(2) 見直しの基本的な考え方

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄であるが、生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取したり、生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなどして、生徒や保護者、地域が校則の見直しの過程に参画することにより、その必要性の共通理解が図られ、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつなげることが大切である。

なお、校則見直しの際は、

- ・ 子どもの生命や健康に影響を及ぼす可能性がないこと。
- ・ 人権尊重の精神に立ち、差別等がないこと。
- ・ 生まれもった性質に対して配慮されていること。
- ・ 不合理な男女の区別等がなく、多様性も尊重されていること。
- ・ 社会通念上合理的と認められる範囲となっていること。

ということなどに留意して見直すことが重要である。

(3)見直しの取組方法

- ア 生徒や保護者に意見聴取の機会等を設け、校則見直しの希望を確認する。
- イ 校則見直しの希望等あれば、学級活動等の時間に協議する。
- ウ 生徒代表は、生徒指導担当の職員と変更・見直しの妥当性について協議する。
- エ 全校集会・生徒総会等で、学級協議の内容を基に話し合い、職員会議・校則検討委員会・PTA 常任委員会・学校運営協議会等で審議してほしいことをまとめる。
- オ 校則検討委員会・PTA 常任委員会・学校運営協議会等で検討・意見聴取を実施する。
- カ オでの検討内容等を職員会議で協議する。また、内容により再度ア～カを実施する場合もある。(必要であれば試行期間等を設定する)
- キ カの職員会議での協議を経て、校長が最終決定する。
- ク 決定内容を生徒・保護者等に報告し、ホームページ等で周知する。
- ケ 場合により臨時で校則検討委員会等を開催したり、ア～カの一部をしなかつたりするなどして対応することもある。

4. 参考・引用

- ・「生徒指導提要」
(文部科学省 令和4年12月) (文部科学省 平成22年3月)
- ・「校則の見直し等に関する取組事例について」
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 令和3年6月8日付け事務連絡)
- ・「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」
(熊本市教育委員会 令和3年3月)
- ・「令和4年度における校則の見直しと今後の対応について」
(唐津市教育委員会 令和5年3月7日付け通知)